平成 24 年 7 月 20 日

各　　位

会 社 名 トラスコ中山株式会社
代表者名 代表取締役社長　中山哲也
（コード 9830 東証・大証一部）
問合せ先 取締役経営管理本部長　藪野忠久
（TEL.　03 － 6435 － 6618）

決算期（事業年度末）の変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 18 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月に開催予定の第 51 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を３月から 12 月へ変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

従前の決算期であった３月は、棚卸などの決算準備に加え、官公庁を含めた多くの企業の年度末と重なっておりましたので、繁忙月を回避し営業活動に集中できるよう、決算期を 12 月に変更いたします。

２．決算期変更の内容

現　在	毎年３月 31 日
変更後	毎年12月 31 日

（注）決算期変更の経過期間となる第52期は、平成 26 年４月１日から平成 26 年 12 月 31 日までの９か月決算となる予定です。

３．今後の見通し

第 52 期の業績見通しにつきましては、平成 26 年５月に開示予定の平成 26 年３月期決算短信で公表する予定です。

４．定款の一部変更

（１）定款変更の理由

上記１．の変更理由により、上記２．のとおり決算期の変更を予定しているため、現行定款第 11 条（基準日）、第 36 条（事業年度）及び第 38 条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものです。また、これに伴い、第 52 期事業年度は平成 26 年４月１日から平成 26 年 12 月 31 日までの９か月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

（２）定款変更の内容

別紙のとおりです。

以上

【別紙】

定款(抜粋)　　（下線部は変更箇所）

現　行	変更案
（基準日） 第１１条　当会社は、毎年３月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第１１条　当会社は、毎年 12 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（事業年度） 第３６条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。	（事業年度） 第３６条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。
（剰余金の配当の基準日） 第３８条　剰余金の配当としての期末配当は毎年３月 31 日、中間配当は毎年９月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。	（剰余金の配当の基準日） 第３８条　剰余金の配当としての期末配当は毎年 12 月 31 日、中間配当は毎年６月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
（新　設）	附　則 （第 52 期事業年度の期間） 第１条　　第 36 条の規定にかかわらず、平成 26 年４月１日から始まる第 52 期事業年度は同年 12 月 31 日までの９か月間とする。 （第 52 期剰余金の配当の基準日） 第２条　　第 38 条の規定にかかわらず、第 52 期事業年度の中間配当の基準日は平成 26 年９月 30 日とする。 （附則の有効期限） 第３条　　本附則第１条、第２条及び第３条は、平成 27 年１月５日をもって削除する。